

# 生協利用代金支払規則

(目的)

## 第1条

この規則は生活協同組合おかやまコープ（以下「組合」という）の組合員が利用した商品・サービス等の代金（以下「代金」という）の支払について定めたものである。

(支払方法)

## 第2条

1. 組合は事業毎と商品毎に支払方法を特定し、また支払期日、分割支払の指定をすることができる。
2. 組合員が利用した商品等の支払方法は、金融機関口座からの引落としとする。
3. 金融機関口座からの引落としによる支払ができない場合は、組合が指定する方法で支払うこととする。
4. 指定された支払ができなかった場合は、組合は組合員に対して催告を行う。

(支払手続き)

## 第3条

前条にもとづく支払方法と支払手続きは組合加入時に知らせる。また、支払方法と支払手続きの変更がなされた場合には事前に組合員に周知する。

(口座振替による代金支払期日)

## 第4条

代金の口座引落とし日は、組合の指定した日とする。ただし、その指定日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日に口座引落としを行う。

(届け出事項の変更)

## 第5条

組合員は、住所・氏名・口座振替指定金融機関等の届出事項を変更した場合は、遅滞なく所定の用紙で組合に通知するものとする。

(特別な場合の支払請求と供給停止)

## 第6条

1. 組合が、一般に家庭で消費する限度を超えると判断した注文がなされるなど、無条件で供給することを不相応と判断した場合、供給停止の措置を講ずることができる。
2. 前項の場合、組合は組合員に通知する。

(代金支払の不履行)

## 第7条

1. 指定日に金融機関からの口座引落としができなかった場合には、組合は事務手数料相当額を当該組合員に請求する。
2. 組合が指定した支払期日以内に代金支払がなされなかった場合をもって代金支払の不履行とし、商品事業等の利用制限または停止を行う。  
また、過去の遅滞回数やその内容によっては、組合の指定する長期間の利用制限と停止を行う。同一世帯の組合員についても同様とする。
3. 前項の場合、組合は組合員・利用者に通知する。

(支払誓約書の提出)

#### 第8条

1. 組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない組合員には、組合が指定した「支払誓約書」に未払い債務の確認とその支払計画・支払方法を記載して連帯債務者とともに組合に提出を求めることができる。
2. 「支払誓約書」に記載される支払方法で分割支払となる場合には、特別の場合を除き、弁済期限は本来の支払予定日から1年以内とする。
3. 組合が指定した支払期日内に代金支払がなされない場合には、未払債務に対して遅延損害金を加算請求する。遅延損害金は、民法に定められた割合に準じるものとする。

(出資金・組合債の払戻の停止)

#### 第9条

組合の指定した支払期日内に代金支払がなされない場合、未払金の完済まで、対象組合員名義の出資口数の減少（生協からの要請による減少を除く）及び組合債の解約を停止する。

(債務不履行の場合の措置)

#### 第10条

1. 組合員が第8条の「支払誓約書」を提出せず支払もしない場合、または約束した内容どおりに支払をしない場合、組合は代金回収のため法的手続きないしは、組合の指定した債権回収業者等への委託を行うことがある。
2. 前項の場合、組合は事前に通知を当該組合員に行う。

(合意管轄裁判所)

#### 第11条

組合員は、組合員と組合との諸契約に関する訴訟について、管轄裁判所を組合本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとする。

(規則の改廃)

#### 第12条

この規則の改廃は理事会が行うものとする。

(規則の施行)

#### 第13条

この規則は、2004年7月1日より施行する。  
2020年3月16日より一部改定する。